

入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

平成29年4月21日

独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院
院長 高取吉雄

1. 業務内容

(1) 契約名

診療材料等一括調達及び管理業務委託

(2) 契約の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院内で使用する診療材料等の物流及び在庫、払い出し情報等を一元管理し、院内在庫の適正化、購買額の削減、診療材料の使用情報の蓄積と部門別原価管理等の経営分析への活用、診療部門等の物品管理に要する業務量の軽減及び診療請求への確実な反映を図ることを目的とし、総合評価落札方式による一般競争入札を行う。

(3) 契約期間

平成29年9月1日から平成33年8月31日までの4年間

なお、導入準備(システム構築)期間を、入札落札日～平成29年8月31日とするので、十分な準備をし、万全を期すこと。

(4) 履行場所

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者。
- ② 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者。
- ③ 独立行政法人地域医療機能推進機構行政法人反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当する者。
- ④ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者。
(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ)
 - 一 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。また、業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反した者。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者。
 - 三 交渉権者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり、職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

六 契約により、契約後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

七 その他、当院が不適当と認めた者。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させない

- ① 入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(3) 次の要件をすべて満たしている者であること

① 平成28・29・30年度厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供」において、A、B又はCのいずれかの等級に格付けされ、「関東・甲信越」または「東海・北陸」地区の競争参加資格を有する者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。

③ 提案書提出までの間において、業務委託された複数病院に物流システムによる管理運用業務及びシステム稼動準備業務の実績があり、更に複数年継続して運用している実績があること。

④ 業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験、資力を有すること。

⑤ 定数管理物品については、部署配置単位による消費払い方式での管理運用ができること。

3. 選定等

(1) 評価者

企画提案書の評価及び管理委託業務の評価は、当院経理責任者が指名した職員が書類審査にて行う。但し、契約業務に関係する職員は指名しない。

(2) 選定

予定価格の範囲内の価格を提示した者の企画提案書評価点と、診療材料費及び管理業務委託の価格を合計した金額をもって評価値を算出し、点数が最も高い者を第一交渉権者とする。

(3) 選定後

第一交渉権者は、詳細な業務仕様について当院と協議を行う。協議が整わず、契約が出来る見込みが無いときは、第二交渉権者と契約に向けて協議する。

4. 入札手続等

入札参加希望者は、「機密保持に関する制約（本公告に添付）」と引き換えに入札説明書（入札関係書類）を交付する。

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成29年5月10日（水）までの（土日・祝日を除く。）午前9時から午後5時まで、機密保持に関する誓約書（本公告に添付）と引き換えに交付する。

※機密保持に関する誓約書は、当院HPの入札情報から両面印刷すること。

なお、来所が困難な者については、郵送にて交付を行うので、下記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

〒259-0396 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院 経理課 契約係

電話：0465-63-2211（内線1431）

(2) 競争参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき競争参加資格に関する証明書等を平成29年5月10日(水)午後5時までに提出しなければならない。

提出された競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、採用しうると判断された者のみ競争参加の対象とする。

なお、競争参加者は入札日の前日までの間において、当該書類(入札前提出書類)に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 企画提案書の提出部数及び提出期限

企画提案書はA4版で正本1部、副本5部を提出すること。

平成29年5月15日(月) 午後5時

(4) 入札書(業務委託料・診療材料費)の提出期限

各1部(通)提出すること。

平成29年5月15日(月) 午後5時

(5) 入札日時

平成29年5月26日(金) 午後2時00分より

(6) 入札場所

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院 会議室

(7) 質問及び回答

入札説明書の内容について質問がある場合は、所定様式により電子メールにて提出すること。

提出期限 平成29年5月10日(水) 午後3時

電話・口頭による質問は受け付けない。

質疑の回答は電子メールにて参加者全員へ回答する

質疑用メールアドレス main@yugawara.jcho.go.jp

5. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 契約相手方の決定方法

入札により契約の相手方が決定されるわけではなく、あくまで契約の交渉権者を決定するものであり、交渉権者は交渉が決着されなかった場合、次順位交渉権者に交渉権が移る場合もある。

(6) 詳細は、入札説明書による。

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院 院長 高取 吉雄 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) ⑧
(代表者名)

電話番号 : () -
E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、「診療材料等一括調達及び管理業務委託」(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用人、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上